

非破壊検査技術者技量認定証明書の偽造に係る処置について

(社)日本非破壊検査協会

当協会が認定する非破壊検査技術者技量認定証明書の偽造が発見されました。既に、この事実は協会機関誌 Vol.51 No.11 (2002年11月号)に公表しましたが、誠に残念なことです。当協会では、認定委員会倫理委員会を中心に事実関係の調査を進めて来ましたが、その結果に基づいた処置を本人に通知しました。非破壊検査技術者は、自己の有する技術をもって各種構造物などの健全性保証をすることによって、社会に貢献するという崇高な任務を負っています。認定資格証明書の偽造という卑劣な行為は、非破壊検査技術者全体、最終的には社会全体に対する悪質な挑戦と言わざるを得ません。今回の偽造に関与した者の猛省をうながすところです。本件について的事实関係と処置内容は次のとおりです。

(1) 事実関係

A社から、平成14年8月21日付で同社が関与する工事に従事する非破壊検査技術者の認定資格保有状況についての問合せがあった。非破壊検査技術者技量認定証明書のコピーで提示されたB氏とC氏の2名については、当協会に資格者の登録が無いことが確認された(両氏とも過去には資格を所有していたことがある)。

(2) 処置内容

本人への事実関係認否及び本人の申立て事由に対する事実確認などを経て、次の処置を決定した。

B氏：今回の偽造行為に関与していないと判断できることから、処置の対象に該当しない。

C氏：今後1年間、JIS Z 2305に基づく認証のために実施する試験の受験資格を停止する。

現在、当協会ではNDIS 0601による非破壊検査技術者認定制度から、JIS Z 2305による非破壊試験技術者認証制度への変更を鋭意進めています。この新制度の中では、資格取得時点で順守すべき倫理事項に技術者自身の署名を求めるとともに、資格証明書を偽造した者はもとより、訓練証明書などの各種申請の際の証明書を偽証した者に至るまで、不正行為者に対しては氏名の公表などを含めた厳正な取扱いを行います。非破壊検査技術に関係している一人一人が不正を許さないとの視点で活動し、今回のような残念な事件の再発防止へのご協力をお願いします。

先の会告にも記しましたが、資格の保有状況の問合せには次の連絡先で対応します。

FAX : 03-3863-6522 JSNDI 認証事業部宛

(以上)